

農地

における盛土等も

許可

が必要です。

盛土規制法

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。
- 盛土規制法では宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定します。
- 福島市では令和6年9月1日に規制区域を指定し、規制を開始しました。

！ 規制区域内では、農地における盛土等も許可が必要※です。
（※通常の営農行為は適用対象外）

規制対象となる行為

規制対象となる行為

- ほ場の大区画化・均平
- 田畑転換
- 農業用施設用地の整備等
- 表土の補充

規制対象規模を超える場合は
手続き必要

（規制対象規模については裏面に記載）

規制対象とならない行為（通常の営農行為）

- 耕起、代かき、整地、畝立等
- 表土の補充で、規制対象規模以下のもの

手続きの要否について判断が難しい場合は、行為の内容が分かる資料等をご用意のうえ福島市役所開発建築指導課までお問い合わせください。

福島市の規制区域

福島市は、「市内全域」を次の2つの規制区域のいずれかに指定しています。
（※規制区域については市ホームページで公表しています。）

【宅地造成等工事規制区域】

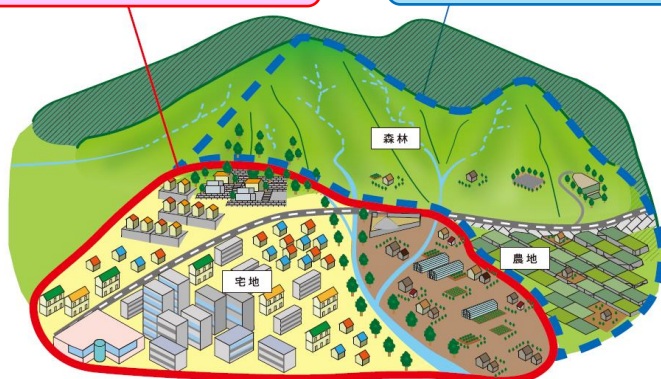
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

【特定盛土等規制区域】

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



！ 盛土を安全に保つ責務
規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去に行われた盛土等も含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

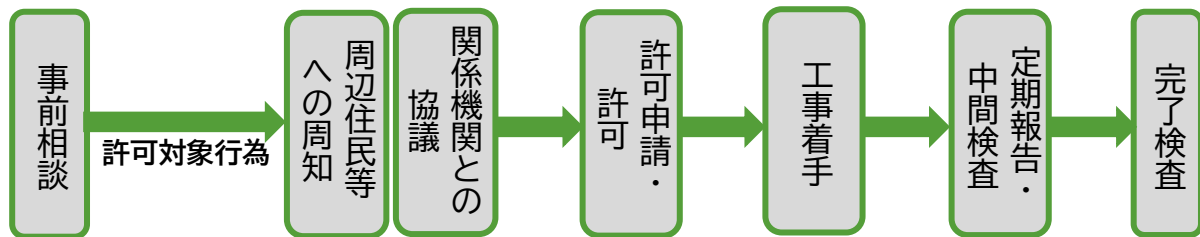
規制対象となる盛土等の規模

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く) 	⑤ 50cm※ を超える盛土又は 切土をする部分の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの 		⑦最大時に堆積する高さが 50cm※ を超え、かつその部分の面積が 500㎡超 となるもの 		

区域	行為	届出		許可		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) 	⑤ 50cm※ を超える盛土又は 切土をする部分の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの 		⑦最大時に堆積する高さが 50cm※ を超え、かつその部分の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの 		

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。
※ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差。

手続きの主な流れ



- ！ 規制開始日(規制区域の指定日)より前から、手続き対象となる規模の工事を行っている場合は、指定日から21日以内に工事内容を届出する必要があります。

規制開始日(規制区域の指定日)

令和6年9月1日

お問い合わせ

福島市

都市政策部 開発建築指導課 開発審査係

〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3790

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 盛土規制法

検索

